

「保険料控除証明書ハガキ」見本

例①：地震保険料控除証明書ハガキ

郵便はがき

料金後納郵便
MS&AD
三井住友海上

親展
重要

1AH1000001#

保険料控除証明書

「年末調整」または「確定申告」の際にご使用
できますので、大切に保管してください。

お問い合わせ先

〒270-1381 千葉県印西市大塚2-2-1 (受付時間：平日9:00~17:00)
三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部
AAA: 3 021: 020: 020: 40
023: AAD68 025: 3223 11

●ご案内は内側にあります。
水に濡れているときは、十分に乾かして、ゆっくりに乾かしてはがしてください。

印紙は三井住友海上をご利用いただきありがとうございます。
右記ご契約の「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際にご使用いただけますので、大切に保管してください。

【地震保険料控除制度の概要】

<対象となるご契約>

① 地震保険
地震・噴火・津波による居住用財産^(※1)の火災、損壊、埋没または流失によって生じた損害を補償する地震保険のご契約
(注1) 保険契約者ご自身、もしくは保険契約者と生計を共にされる配偶者その他の親族が所有し、常時その居住として使用する建物またはこれら所有する家財が対象となります。

② 経費控除が適用される長期損害保険
地震保険でない長期損害保険契約(年金払積立傷害保険・積立傷害保険・積立火災保険等)のうち、以下のすべてを満たしているご契約(地震保険料控除制度における経費控除)の対象となり、保険料控除が適用されます。
・保険期間の開始日が平成18年12月31日以前のご契約
・保険期間が10年以上で、満期支払い金が年金積立保険のご契約
・平成26年1月1日以前、契約内容の変更等による契約内容の変更手続きがないご契約^(※2)
(注2) 地震保険部分の保険料の変更(地震保険の中途解約を含む)は当該「変更」には該当しません。
(注3) 保険料の変更を行うご契約内容の変更手続きがある場合は、その年の1月1日ご契約の経費控除の対象外となります。

<保険料控除の適用限度額> (平成26年9月現在)

所得税 (国税)	①地震保険料(※)	②経費控除が適用される長期損害保険料(※)
年間50,000円限度 (地震保険料全額)	年間15,000円限度 ただし、地震保険料と合計で50,000円が限度 ・10,000円まで ・10,000円超過20,000円まで ・20,000円超過	年間10,000円限度 ただし、地震保険料と合計で25,000円が限度 ・5,000円まで ・5,000円超過10,000円まで ・10,000円超過
個人住民税 (地方税)	年間25,000円限度 (地震保険料の1/2)	年間10,000円限度 ただし、地震保険料と合計で25,000円が限度 ・5,000円まで ・5,000円超過10,000円まで ・10,000円超過

(※)注と②の合計控除限度額は、所得税30,000円、住民税25,000円です。
ただし、一つのご契約(証券番号単位)で地震保険料と長期損害保険料の両方に該当する場合は、いずれか一方の控除のみ適用されます。

■ご契約内容に変更がある場合は、必ず変更に関するお問い合わせ(お申し込み先)までご連絡ください。変更に関するお問い合わせは、当社ホームページ(http://www.ms-ins.com)「お客さまWebサービス」または、スマートフォンアプリ「スマ保」からご連絡いただけます。(ご契約内容についてはご利用いただけない場合があります。)

<控除の対象の所在地>

ご契約の取扱代理店

平成26年分 地震保険料控除証明書 **重要**

保険契約者

証券番号

保険の種類 地震保険

保険の対象 本財

保険期間 平成25年 8月26日から 1年間
(地震保険)

控除対象保険料 240円

控除対象保険料 上記保険料は、所得税法第七十七条第一項に規定する地震保険料に該当するものです。

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

平成26年 8月17日 三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部
東京都千代田区有明三丁目

見本見本

ご注意

- 上記は左面の「地震保険」に該当するご契約です。
- 上記の控除対象保険料は、本年8月末のご契約内容に基づき、上記証券番号における平成26年1月1日から平成26年12月31日までのお支払い保険料を控除対象保険料として表示しています。
・控除対象としない保険料は含まれていません。
・分別私のご契約につきましては、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの保険料を所定の払込期日にお支払いいただいたものとして算出しています。
・一時私のご契約は、保険料を保険期間で割って算出しています。
ただし、ご契約内容の変更があった契約については、算出方法が異なる場合があります。
・本年9月以降にご契約内容の変更手続き等を行った場合は、控除対象となる保険料が変更となる場合があります。
- 本年中に保険契約の継続手続きを行い、保険料のお支払いをされた場合は、継続契約の保険証券に付属の地震保険料控除証明書もあわせてご確認ください。
- この証明書は地震保険料控除の申告以外にはご使用できません。

ご不明点がございましたら、必ず先面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。

例②：生命保険料控除証明書ハガキ

郵便はがき

料金後納郵便
MS&AD
三井住友海上

親展
重要

保険料控除証明書

「年末調整」または「確定申告」の際にご使用
できますので、大切に保管してください。

お問い合わせ先

〒270-1381 千葉県印西市大塚2-3-1 (受付時間：平日9:00~17:00)
三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部
AAA: X 021: 020: 020: 26 1
023: AHE-61 025: 7950 00000002

●ご案内は内側にあります。
水に濡れているときは、十分に乾かして、ゆっくりに乾かしてはがしてください。

印紙は三井住友海上をご利用いただきありがとうございます。
右記ご契約の「保険料控除証明書」をお送りいたします。「年末調整」または「確定申告」の際にご使用いただけますので、大切に保管してください。

【生命保険料控除制度の概要】

生命保険料控除制度は、平成24年1月1日以降の開始期等より、新たに「介護医療保険料控除」が創設され、「介護医療保険料控除」「個人年金保険料控除」「個人年金保険料控除」の3つの制度が定められました。

対象となるご契約

「終身医療保険」「医療保険(定期タイプ)」「VIV終身-VIV定期」「V-CARE」「介護費用保険」「積立介護費用保険」「積立介護費用保険」「所得補償保険」「長期所得補償保険」「積立所得補償保険」「積立傷害補償保険」「積立がん保険」等

適用される生命保険料控除制度

- 介護医療保険料控除
 - ・保険開始日が平成24年1月1日以後のご契約
 - ・旧一般生命保険料控除
- 介護医療保険料控除(新制度)が適用となり、控除額は次のとおりです。

控除対象保険料	控除額(年間)
①20,000円まで	保険料の全額
②20,000円超 40,000円まで	保険料の1/2+10,000円
③40,000円超 80,000円まで	保険料の1/4+20,000円
④80,000円超	一律40,000円
- 個人住民税(地方税)

控除対象保険料	控除額(年間)
①20,000円まで	保険料の全額
②20,000円超 32,000円まで	保険料の1/2+5,000円
③32,000円超 36,000円まで	保険料の1/4+14,000円
④36,000円超	一律20,000円

※「介護医療」「一般生命」「個人年金」の各保険料控除を合わせた控除限度額は、所得税が120,000円、個人住民税が70,000円です。
※新制度、旧制度が適用されるご契約の両方に該当する場合は、控除限度額は所得税が120,000円、個人住民税が70,000円です。

上記の取扱いは平成26年9月現在のもです。
ご契約内容に変更がある場合は、必ず先面に記載のお問い合わせ先までご連絡ください。ご住所の変更は、当社ホームページ(http://www.ms-ins.com)「お客さまWebサービス」または、スマートフォンアプリ「スマ保」からもご連絡いただけます。(ご契約内容についてはご利用いただけない場合があります。)

ご契約の取扱代理店

平成26年分 生命保険料控除証明書 **重要**

保険契約者

適用制度 介護医療保険料控除

保険の種類 介護医療付復健長期保険

証券番号

保険期間 平成24年 2月1日より 終身

被保険者

控除対象保険料 65,306円

控除対象となる保険料は上記のとおりであることを証明いたします。

平成26年 8月29日 三井住友海上火災保険株式会社 営業事務部
東京都千代田区有明三丁目

見本見本

ご注意

- 上記の控除対象保険料は、本年8月末のご契約内容に基づき、上記証券番号における平成26年1月1日から平成26年12月31日までのお支払い保険料を控除対象保険料として表示しています。
・分別私のご契約につきましては、平成26年1月1日から平成26年12月31日までの保険料を所定の払込期日にお支払いいただいたものとして算出しています。
・一時私のご契約につきましては、一時私保険料等を保険期間(年数)等で割って算出しています。
・葬祭費用、賠償責任等の特約がセットされている契約につきましては、その特約部分の保険料は控除対象外となるため、特約部分の保険料を差し引いて表示しています。
・本年9月以降にご契約内容の変更手続き等を行った場合は、控除対象となる保険料、適用制度が変更となる場合があります。
- この証明書は生命保険料控除の申告以外にはご使用できません。

ご不明点がございましたら、必ず先面に記載のお問い合わせ先までご照会ください。